

(7)

箕面栗生第二住宅管理組合 集会所使用細則

(総 則)

第1条 箕面栗生第二住宅管理組合（以下「組合」という）は、集会所を管理するため、組合格約第22条に定めるところによりこの細則を定める。

(使用申し込み)

第2条 集会所の使用希望者は、組合所定の使用願い書に必要事項を記入の上、使用の3日前迄に理事長又は集会所担当理事に提出するものとする。

ただし、使用規則により別段の定めをした場合はこの限りでない。

(申し込みの審査利用者の制限)

第3条 理事長は、前条により集会所の使用申し込みを受けたときは、理事会に於いてその適否を審査することがある。

(使用料の決定)

第4条 集会所使用料は、使用目的、施設償却費、管理事務費、その他必要な経費を勘案して理事会が定める。

(使用料の免除)

第5条 組合員が営利を目的とせず使用する場合は、使用料を免除することができる。

(使用料の支払い)

第6条 集会所の使用料は、承認と同時に前納するものとする。

(使用規則)

第7条 集会所の利用者は、組合理事会が定めた使用要綱を遵守しなければならない。

(使用料の処置)

第8条 集会所の収入金は、組合の修繕費積立金に繰入れるものとする。

(使用願い等)

第9条 この細則に規定する使用願い書及び承認書の様式、集会所使用要綱等は理事会が決定し、又は変更する。

(細則の変更)

第10条 この細則は、総会の承認を経て変更することができるものとする。

〔附 則〕

1. 昭和50年(1975)3月28日施行
2. 昭和62年(1987)3月29日改正・同年4月1日施行
3. 平成7年(1995)3月26日改正・同年4月1日施行